

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年4月25日（金曜日）

○日時 令和7年4月25日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託プロポーザルについて

○出席委員（6名）

委員 長	永 本 浩 子
副 委 員 長	村 椿 敏 章
委 員	金 兵 智 則
	栗 田 政 男
	里 見 哲 也
	古 田 純 也
	古 都 宣 裕

○欠席委員（0名）

○議 長 平 賀 貴 幸

○傍聴議員（7名）

	石 垣 直 樹
	小田部 照
	澤 谷 淳 子
	立 崎 聡 一
	深 津 晴 江
	松 浦 敏 司
	山 田 庫 司 郎

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
市民環境部次長	寺 口 貴 広

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係	平 間 公 稀
係	山 口 諒

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会

を開会いたします。

本日の委員会ですが、網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託プロポーザルについての所管事務調査であります。本件については、3月21日開催の当委員会において、理事者側で3点ほど持ち帰り、検討することとした事項がありますので、順番に説明を受けたいと思います。

それでは、まず初めに、公告時の仕様書と契約時の仕様書の変更箇所の確認について説明を求めます。

○寺口貴広市民環境部次長 資料1号を御覧ください。令和7年度から令和9年度、網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託仕様書の比較一覧となっております。表は3列になっており、左側が令和6年12月で公告時の仕様、真ん中が令和7年3月で契約時の仕様、右側が変更点となっておりますので、ここでは、変更点のある項目について御説明いたします。

初めに、1ページの1段目、2段目ですが、公告時の趣旨と適用ですが、プロポーザルへの参加者募集時の記載のため、契約時の仕様では削除しております。続いて3段目、公告時の業務の履行の項目については、契約時に1と2に分割し、1、法令の遵守、2、業務の履行として整理しております。

続きまして2ページです。4段目、職員の配置数ですが、公告時には、破碎・リサイクル施設と最終処分場について、それぞれ参考人数を示し、合計で34名としていましたが、契約時には、施設区分をなくし、合計で30名としたところです。

次に、3ページ2段目、委託する業務の範囲ですが、契約時に、破碎・リサイクル施設の業務として、（4）資源物等の抽出作業を追加しております。

続きまして、4ページを飛ばして5ページの3段目、委託する業務の範囲中、共通事項ですが、契約時において、（1）に予防保守の文言を追加しております。

次に、6ページの3段目、提出書類ですが、契約時において、（1）の（ウ）の冒頭に、必要に応じての文言を追加しております。その下、4段目、建物及び付帯設備等の使用管理ですが、4行目、公告

時に一般廃棄物最終処分場としていたものを契約時に最終処分場と文言整理を行っております。

続きまして、7ページの1段目、車両・重機の配置ですが、こちらも人員と同様に、公告時には破碎・リサイクル施設と最終処分場について、それぞれ参考配置台数を示していましたが、契約時には、施設区分をなくした上でダンプトラックの1台を車両総重量15トンクラスから10トンクラスにサイズ変更したほか、20トンクラスの車両を2台から1台としたところ。また、バックホウのアタッチメントとして廃プラカッターを1台追加したほか、有害廃棄物の運搬用車両としてユニック車を1台追加しております。

次に、8ページを飛ばして9ページです。2段目の遵守事項ですが、契約時に、(2) 予防保守に関する事項と(3) 機器故障時の対応に関する事項を追加しております。

以上で仕様書の変更点について説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○金兵智則委員 多分、私のほうでお願いをした資料だというふうに思いますので、中身について、変更点の部分については、プロポーザルで1位になった業者の提案を含めてという変更点が多いのかなというふうに思ったんですけども、公告時の仕様書については、例年というか、このリサイクル施設、最終処分場の公告を出すときには、これを使っていたというふうに、何かこの部分で変更になった部分は、特にこのときはなかったというふうに理解していいですか。

○寺口貴広市民環境部次長 公告時の内容につきましては、基本的に前年度までの委託内容に準じたような内容となっております。

○金兵智則委員 わかりました。

車両についてなんですけれども、7ページ、これも提案を含めてということなんだというふうに思うのですが、結局、ダンプトラックについては1台減、しかもサイズも小さくなったというような状況なんですけれども、ちょっと提案のどこにどういうふうにあった結果、これがこうなったのかがよくわからなかったんですけども、簡単でいいので説明していただいても大丈夫ですか。

○寺口貴広市民環境部次長 ダンプトラックの主な使用目的でございますが、1台は、破碎・リサイク

ル施設から最終処分場へ破碎したごみを運搬するものとなっておりますが、残り2台につきましては、従来は覆土の運搬に主に使用されていたのですが、令和6年度から受託者が変わりまして、今回、受託した事業者と同じなのですが、最終処分場への覆土の搬入量が大きく減少したことで車両の台数を減らしたというような内容となっております。

○金兵智則委員 サイズが小さくなったのは、どういふところなんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 そちらにつきましても、その覆土の運搬量が減っていることが大きな要因となっております。

○金兵智則委員 わかりました。破碎が細かくなったとかではなくて、覆土量が少なくなることでサイズも小さくしてダンプも減らすということでやっていけるよということによってこれを変えたということですね。

あともう1点、提出書類に必要な応じてと入れたのは、これはもともと仕様書のときには入っていなかったんですけども、これは、市としては、確認をするために提出してもらおうと思っていたのにもかかわらず、お話の中で必要な応じてということは、求めなければ出さなくていいということなんですよね、意味的には。

○寺口貴広市民環境部次長 こちら公告時には、必要な応じてという文言が確かに入ってはいなかったのですが、この文言につきましても、昨年度の実際の契約時の仕様書においては、必要な応じてという文言が入っておりましたので、そこは契約時のものには、昨年と内容を合わせて必要な応じてという文言を入れたところでございます。

○金兵智則委員 なるほど。昨年の契約時とは一緒だけれども、なぜ仕様書でわざわざこれを外さなければいけないのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 そういう可能性もあるということをお示しするために当初の公告時にはそういう文言をつけておりましたが、実際、履行する中では、必ずしもそこを求めるものではございませんので、必要な応じてという文言を改めてつけ加えたところです。

○金兵智則委員 わかるような気もするんですけども、求めない可能性が高いものを先に仕様書に入れておくというのは、それって何か単なる脅しにしか見えませんかこれって。

○寺口貴広市民環境部次長 業務を履行していく中

ではそういう可能性もございますので、あらかじめそういうことを仕様として加えていたところでは

○金兵智則委員 この一言で、これがちょっと云々という話にもならない気がしますがけれども、これでも、ちょうど場所的には、就労状況や賃金の支払い状況等々の従業員の方の個人のところに該当することなので、この言葉が必要なのかどうなのかというの、ちょっと僕も専門的な知識があるわけではないので何とも言えないのですけれども、何とも何かあやふやな感じがしますよね、ここね。それなら最初から必要に応じて仕様書にも書いておけばいいだけの話のような気がするんですけども、違うんですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 その表現につきましては、今後そういう誤解を生じないようにといたしますか、前後で、意味としては同じなのに表現が変わるといろいろ誤解を生じることもあると思いますので、今後の表現には気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕議員 今回出された資料の部分でまず聞きますと、きっとこの契約書の中で見ると3ページの中の資源物の抽出作業を追加というのが盛り込まれたというので、そこぐらいなんです。正直、前回のプロポーザルの提案書を見ていると、そこが盛り込まれたのは提案書の中の1ページ目の部分のかなと理解はできるんですけども、ほかのところどうなのかなというところを見ていると、これだけしか何か文言としては入っていないように見えるんです。今回、契約に至った中で全部を採用したわけではないというのを前回で説明されたと思うのですが、この提案書のどれが採用されていて、どれが採用されていないのかと。予算内に収まる者に対して、何で全部採用しなかったのかなというの、前回の質疑の中で話が出ていたと思うのですが、それを見比べるために今回この資料の要求が出ていたと記憶しているんです。この資料を見ると、入ったなって文言として確認できるのは、提案書の中の1ページ目の部分しか見えないんですけども、それは、ほかはどういったところが入っているのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 そのほか、提案を受けてつけ加えたところといたしましては、5ページの3段目、共通事項のところの予防保守の項目ですとか、あとは、9ページの2段目、遵守事項のところ

の(2)、(3)などが提案を受けて加えたところとなっております。

○古都宣裕議員 ごめんなさい、それだとちょっとよくわからないので、前回いただいた資料のプロポーザルの提案書の中から、1ページからざっと見て、これは盛り込んでいます、これは盛り込んでいませんというところを示していただくと一番早いかと思うんですけども、それでちょっと教えていただくことってできますか。

○寺口貴広市民環境部次長 前回の提案書のほうを御覧いただきたいと思いますが、前回の提案書のところで4ページから5ページが予防保守などに関する項目のところを取り入れております。また、7ページから11ページにかけてというところが資源物などの抽出をするというところを取り入れている内容でございます。最終処分場のところにつきましては、車両でアタッチメントを追加したりですとか、そういったところを取り入れております。今回、取り入れていないところとしましては、独自の提案というところで燃料化という部分については、この仕様の中では取り入れていないというところがございます。

○古都宣裕議員 今の説明だと取り入れていないところは、一番最後のほうにあるごみを燃料にというこの部分以外は取り入れられているということで、たしか提案書の中のこの予算の中では、これを外した形で多分、金額って出ていたってことは、これはあくまで補足的な企業提案の中で、減容化の部分でこういうものも今後、取り組めたらいいねくらいの形で、それ以外のやつは、ほぼ取り組むってことはもともと提案された予算の中だと思うんです。でも予算よりたしか低くしていたと思うんです。では、ほかに何を外したんですかっていうところがよくわからないかなと思うんです。よね。

○寺口貴広市民環境部次長 今回、提案を受けた中で取り入れているものですが、私どものほうとしては、予算の中では、私どもの積算の考え方に基づいて積み上げたものが今回、限度額としてお示しをしていたところでございますが、その限度額の範囲の中で事業者のほうにおいて、工夫に応じて予算の中でこういった提案ができるということで今回、提案を出してもらったというふうに理解しております。

○古都宣裕議員 ごめんなさいね。僕ちょっとまだ理解できないのですけれども、今回、引き受けてい

ただいた愛和産業さんで予算で、プロポーザルで審議したときの予算が、別に予算内に収まっていたわけですね。でも、それより低い金額で契約なされたという話だったのですけれども、でもそれって今回、採用しなかったのって、ごみを燃料にというこの廃棄物の固形燃料化のところ、これ多分その予算の中に入ってないはずなんです。そもそもが、提案されたときの。でもその予算以外の金額でこれぐらいの減容化できますよってという提案をされて、もともと限度額を設定した中でその予算をクリアしていたのに、さらにそれより低い金額に積算したらなるんですけれどもと言って契約したわけですね。向こうの提案でこれぐらいかかるっていうので予算をクリアしていたのに、何を根拠にそれより下げてやって、向こうで積算してこれだけの金額でこうやったらできますよってやっていたのをいやでもこれだったらこのぐらいでできるだろうと、向こうの提案を採用するけれどもさらにこっち予算を下げたっていう理解で合っていますか。

○寺口貴広市民環境部次長 当初提案時の金額と実際の契約時の金額が変わったところのお話かと思うんですけれども、その部分につきましては、提案時につきましては、例えば人件費の部分については、仕様に合わせた34名ということで事業所のほうは積算していたものが、実際、交渉していく中で最終的に人員の配置が30人でいいということになったので、そういった人件費の部分の減少などの積み上げによって、下がったというふうに理解しております。

○古都宣裕議員 極端な話、人を用意するの大変だからこちょっと削ろうかみたいな形でやることもできたのかなと思うんですけれども、向こうの提案資料の中では減容効果として年に834立方メートル減容見込みというので言い切っているわけですよ。これは市としても、年834立方メートルはいけるんだねってということで契約したという理解でいいですか。

○寺口貴広市民環境部次長 提案者が示した減容の容積につきましては、提案者の独自の試算に基づいて示されたものではございますが、そこについては、一つの目安とする形になりますけれども、現状よりも、まずは少しでも減容効果を高めていくというところで、そこは今後の破碎・リサイクル施設から最終処分場への搬入量ですとか、今後行います残余量調査などでその辺の動向については、注視して

いきたいというふうに考えております。

○古都宣裕議員 今回、プロポーザルに踏み切っている理由として減容効果を最大化するというものを掲げてやっているわけですね。それで、プロポーザルにした結果、提案として向こうの試算、計算式よくわからないんですけども、834立方メートル年間減容できるよと、今よりこれだけ減らせるよと。もちろんこの中には、人口減少等を加味しないで出される部分の中で、これだけの減量効果が見込めるということだとは思っています。となると今後、これ3年契約ですから求められるというのは、細かくどこまでできているかというチェックはもちろんしてかなければいけない。だって減容効果を求めて契約したんですから。だからそれを、834立方メートルだけでも、それより大きくなればいいですけども、それより小さくなるっていう可能性もゼロではないわけじゃないですか。ということは、これちゃんとチェック、毎月のようにかけていかなきゃいけないと思うんですけれども、その辺はどのようにチェックかけていく予定ですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 ごみの量ですので、時々に応じて変動というのがございますので、年によっても若干変動がありますので、なかなか毎月の動きだけでは把握できない面はあるかと思っておりますけれども、そこは破碎・リサイクル施設から最終処分場へ運び込まれるごみの量というのは、そこは定期的にといいですか、把握していくことができると思いますので、それらに併せまして、やはり最終処分場の残余容量を少しでも長く持たせようというところが趣旨でございますので、そこは定期的に行っております残余量測量調査、その結果で推移を把握していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕議員 残余量測量調査も、これはたしか毎年雪解けの5月に行ったり10月に行ったりしていると思うので、それももちろんだとは思いますが、計量されていますよね。ということは計量は毎月、毎日出せというわけではないんですけども、そこまでしたら業務量大変ですから、毎月トータルで出したときとかといったらその成分組成率とか最終的に埋立て、今回、分別すごい徹底されるということなので、今まで測って埋め立てる量よりも、そこからさらに分別するから埋立てに入れる量というのは減るわけじゃないですか。というところは数字で追って見ていけると思うので最低でもこれは毎月追わなければいけないと、減容効果を検証す

るのに。と思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○寺口貴広市民環境部次長 そこにつきましては、委員お話しのあるとおり、最終処分場に持ち込まれるごみの重量になるかと思えますけれども、そういったところは、定期的に把握していきたい、記録しておきたいというふうに思っております。

○古都宣裕議員 それでちょっと思うのが資料、提案の中で先ほど言った分別を徹底して、繁忙期については、二交代制等をして徹底的に分別して減容化するんだと。今まさに繁忙期で、前回の委員会のときはまだ稼働してない状態ですけれども、今もう変わって稼働している状態ではないですか。今まさにそれが繁忙期で人が集まるかという心配もされていましたが、動き出している以上、これ今まさに二交代制で分別を徹底する形で動いているという理解で大丈夫ですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 4月につきましては年間の中ではごみが多い季節ではございますが、この提案の中で想定していた繁忙期というのがお盆の後ですとか年末年始の繁忙期、そこがやはり年の中では一番多い時期でしたので、そこを想定しているものでしたけれども、4月も実際に多いですので、今現在、二交代制までは至っておりませんが、1時間もかからないかもしれないですけれども少し時間外をして、まだそこは処理が追いついているというふうに把握しております。

○古都宣裕議員 繁忙期として、普通に考えて3月、4月は引越しシーズンですので、多くなるのはもともと想定されていると思っていたんですけれども、想定されてなかったんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 3月、4月に多いことは想定はしておりますけれども、その中でもより多いと想定しているのが8月ですとか、12月から1月にかけて、そこがより多いというふうに考えていたところです。

○古都宣裕議員 いや、今はまだ二交代制全部はできないけれども一部稼働しているというのは、それはそもそもの計画どおりなのか、計画ではもうこの時点で二交代制だったのかといたらどちらになるんですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 もとからの計画でも4月については二交代制はまだ導入する予定ではございませんでした。

○古都宣裕議員 そしたらそもそもの計画からそん

なにずれはないのかなと、現時点で起きていないのかなと思うんですけれども、その月々でやっぱりちゃんと追っていかないと多い少ないもあるでしょうけれども、減容化の効果を見るときに、どの時点で駄目だったのかなとか、計画から離れていったら計画が難しいとか、このままいくと逆にもっといい効果が生まれそうだなってところも見なければいけないと思うんです。なので、その辺の追跡をしっかりとやっていく必要があると思うんですけれども、それはやっていただくということによろしいですか。

○寺口貴広市民環境部次長 今回のプロポーザルは減容化というところを主眼に置いておりますので、そこは破碎・リサイクル施設でいかにそういう分別ができて減容できたか、そういったところは今後も定期的に追っていきたいというふうに思っております。

○古都宣裕議員 ここで想定されている減容化の効果というのは、以前の答弁で二軸破碎機、覆土を減らす、掘り起こしも今年度、来年度、たしかやる予定だったと思うんですけれども、その効果とは別で、これだけの効果を生み出すというふうになっていたと思うんですね。その理解でまず間違いなかったでしょうか。

○寺口貴広市民環境部次長 今お話のありました、掘り起こしの効果とは別で破碎・リサイクル施設での分別の徹底による減容ですとか、そういったところの効果を今回のプロポーザルの効果として評価していきたいというふうに思っております。

○古都宣裕議員 掘り起こしは別だけれども、覆土を減らすだとか二軸破碎機の稼働によって減る分ってというのは、加味して言っていた数字に乗せていいということなんですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 今回の提案の中では、改めて埋立ての仕方ですとか覆土を減らす工夫等も提案されておりますので、そういったことも含めて効果というふうには把握していきたいというふうに思っています。

○古都宣裕議員 わかりました。何だろう、今回採用した効果として先ほど、もう一度ちょっと聞きたいんですけれども、834立方メートルより増えることを想定しているのか、この前後を想定しているのか、ちょっとよくわからなくて、最低でも採用した以上、企業も提案している見込みとして、あくまで見込みなのはわかるんですけれども、そこは市とし

て最低ライン、クリアしてほしいような減容効果というのは、どこを見ているのですかね。この程度はと言っていましたけれども、実質的な目標の数値とかそういったものは持っているのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 今、委員おっしゃられた834立方メートルという部分ですが、こちらについては、独自の提案で燃料化を仮に行った場合というところですので、そこは今回、効果としては見込んではいないところがございますが、それ以外のところで示されている減容効果、こちらについては、この数値に少しでも近づけるように事業者とも協議しながら進めていきたいというふうには考えております。

○古都宣裕議員 僕の見ているところがちょっと違いましたね、ごめんなさい。ただ、見ていると埋立ごみに入っている資源物の抽出について268立方メートルとか鉄くずをやって110立方メートルですとか、細かくやっているわけですよ。ということは、埋立てで測ったときに、スケールで測ったときからさらに分けてというところで、その割合で見れば、今までやっていたときよりどれだけ増えたかとか、そういったところはしっかり見えると思うんですよ。何だろう、ただ目視ではなくて数字で見える化して、これだけ減容効果があったよね、だからプロポーザルの効果があったよねっていうところをしっかりと示せるようにしなくてはならないんだと思うのですけれども、その辺はちゃんとやっていたかと。

○寺口貴広市民環境部次長 その数値的な確認の一つの方法として先ほど申しましたけれども、破碎・リサイクル施設から最終処分場へ運ばれるごみの重量などを定期的に観測していくことで、これまでの前年、前々年とかの比較と比べてどれだけ減ったかというようなことが把握できる部分もあると思いますし、あとは、やはり最終的には、最終処分場の残余容量の測量結果、これも併せて見ていくことになるのかなというふうに考えております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 私も先ほどの6ページの提出書類ですね。前回のやつでいくと従業員の就労状況及び賃金の支払状況、就労状況について必要な書類、その他市が指示するものと言っていて、これずっと出されてきていたものなんですかね。今までは出されていたものかどうかということですよ。

○寺口貴広市民環境部次長 就労状況に関する書類として従来より確認したものとしては、経歴書などは出していただいているところです。今回もそこについては出していただいております。

○村椿敏章委員 経歴書が出されていた、今までは。就労状況ではないの。

○寺口貴広市民環境部次長 就労状況につきましては、作業日報という形で報告をいただいているところでございます。

○村椿敏章委員 作業日報の中に働いている人たちのものが入っていたということですね。今回、この部分が必要に応じてというふうに変えたというのは、その辺、何か理由があるのかなと私はちょっと思ったのですけれども。特に先ほど言ったのは、先ほどの理由もう一度言ってもらえます。なぜこれが増えたのか。

○寺口貴広市民環境部次長 この必要に応じてという文言につきましては、従来の契約においてもこの文言を使っていたのですけれども、今回、公告示の部分でこの文言を外してしまったことで今御質問あるように、何で変わってしまったんだろうというような疑念を抱くようなこともございますので、その点については今後、気をつけたいということで先ほど御答弁を申し上げたところでございます。

○村椿敏章委員 今後というのは、今回この必要に応じてと入れたけれども、今後これを外すってことですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

村椿委員の質疑から。

○村椿敏章委員 今言ったのは、最初の公告時のときから必要に応じてというふうに直しますということですね。そこはわかりました。ただ、それはそれでいいんです、今後というのはそれはそれでいいのですけれども、今回、何で変わったかというところが問題ですよ。今までは、日報に就労状況を入れていってもらったということだと思っておりますが、それを入れることは、やっぱり必要なのかなと思うのですよね。しっかりと体制が整ってやれているのかどうかということも非常に大事だと思うんですよ。ですから、この書類を必要に応じてというふうにするというのはどうなのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○寺口貴広市民環境部次長 ちょっと表現の仕方でもわかりにくいということもあるかもしれませんが、就労状況、作業日報については、これまでもこれからも引き続き提出してもらおう予定でございますが、例えば、賃金の支払状況などについては必ずしも常時、必要なものではないと思いますので、そういったところにおいては、必要に応じて確認をしていきたいという考えのものでございます。

○永本浩子委員長 昨年までもちゃんと入っていたけれども、公告のときにだけ必要に応じてを抜かしてしまったので、今後は、公告のときにもきちんと入れながら誤解のないようにしていきたいという答弁だったかと思えます。

○村椿敏章委員 それはわかりますけれども、今までは、必要に応じてというのはなかったってことですよね。あったのですか。

○永本浩子委員長 昨年まで……

○村椿敏章委員 あったのね。昨年まであったけれども、公告時に外しちゃったの。申し訳なかったです。最初には、前はあったということですね、これね。そういうことか、わかりました。すみません、よく聞こえてなかった。

それと、先ほどの、7ページの重機の関係ですが、これユニック車が何で必要なかっていうところで、今までは、4トンクラス相当で使いますというのが今度、8トンと増えているのですけれども、ここの理由というのは何なんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 このユニック車の使用目的としましては、蛍光灯などの有害ごみを北見市の留辺蘂にあるイトムカ鉱業所に運び込むとき、年3回程度使用する車両なのですが、車両を大型にしたほうがより効率的に運べるという考えで8トン車を追加したというところでございます。今までの4トン車だけでは、積み込み切れない部分もございまずので大きくしたというところでございます。

○村椿敏章委員 結構、蛍光灯とかの量というのは、今までも4トンクラスで年3回程度というふうに言っていたのを今度は大きくして、それを運ぶ量を減らしたいと、そういうことですか。運ぶ回数を減らしたいということですか。

○寺口貴広市民環境部次長 回数といますか、台数を効率化するためにというところで年3回という部分は変わらないとは思いますが、何往復するか、そういった部分を減らすというところでございます。

○村椿敏章委員 あと、それ以外にユニック車を利用する考えがあるからこの部分が増えたのかなと思ったんですけども、そういうことは、今回の提案の中には入っていないのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 ユニック車につきましては、あくまでも有害ごみの運搬だけということを考えております。

○村椿敏章委員 ここについてはわかりました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

○古都宣裕議員 すみません。

今のところ、同じところで、ちょっとわからないんですけども、4トンだと足りないから8トンにしましたよというのは理解できるのです。では、単純にここの車両を4トンクラスではなくて8トンクラス1台で足りるのではないかなと思うのですけれども、2台ここに記載すると会社側は2台用意しなければいけないわけですね。それで、2台体制で運用しなければいけないものだからこうしたのですか。年に3回しか使わないところ8トン1台にしたわけではなくて、4トンクラスにさらに8トンクラスを1台というふうにしているのですけれども、これどういうことなんですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 今回、車両1台を増やすという提案でございますけれども、これまでもそうですけれども、ユニック車については運搬するときのみに使用していますので、従来もリース車両などを使っていたところでございますので、これによって抱える車両が増えるということではなく、効率的にするために2台のほうが運用しやすいということの申出があり、このような形に仕様を変更したところでございます。

○古都宣裕議員 リースでもいいけれども、そのときに使える車両を4トンと8トンの両方をそろえてくださいということの理解でいいということですね。これちょっと、回答あるならお願いします。

○寺口貴広市民環境部次長 こちらでそろえてくださいということではなく、事業所のほうが2台体制で運用したほうが運搬しやすいというお話があってこのように変更したという内容でございます。

○古都宣裕議員 わかりました。

あと、ちょっと細かいところなんですけれども、書き方として車両総重量となっているのですよ。積載量ではなくて車両総重量となったら、10トンダンプとあって車両の積載量ではなくて車両総重量というので間違いはないですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 こちらでお示しているのは、車両積載量ではなく車両総重量ということでございます。

○古都宣裕議員 どっちでも大丈夫だと思うのですが、そこは確認でした。

ちょっと5ページの1個だけ気になるのですが、公告時には、ここ変更点ないのですけれども、最終処分場の(2)のイの部分で衛生管理のここに害虫・鳥獣害と入っていたのが、なぜか契約時には消えているのですよね。これ、わざわざ消す必要って何かあったのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 ここにつきましては、契約時においても害虫・鳥獣害という部分も当然含まれた形ですが、ここは特段の意味はないものでございますが、作成するときに、そこを外してしまったというところがございます。内容としては変わっていません。衛生管理ということでございますので、そういった害虫・鳥獣害含めて総括的という意味合いで、あえて記載をしなかったというところがございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 何か無駄なことをしているなというふうに思って聞いていました。この年3回程度をイトムカ鋳業所、留辺薬の奥ですけれども、運ぶために車を用意してもらって、総重量で4トンクラスと言っているの、これ俗に言う2トン車でしょうね。その下の8トンクラスというの、俗に言う4トン車の3トンユニックがついたタイプだと思いますけれども、それ3回のために用意する必要は何もないし、3回だったらリースで借りてきてもいいし、業者さんに運んでもらってもいいし、何のためにそんなものをこうやって仕様書でうたうのか不思議なのですが、それに対しての考え方を聞かせていただきたい。

○寺口貴広市民環境部次長 このユニック車につきましては、委員御指摘のとおり年3回しか使わないものでございますので、これまでもリース車両で対応してきたところでございます。仕様ですので、そういったリース含めて年3回はこういった車両を使用しますよということでお示しているところで、常時、この車を使わないのに確保してくださいというものではないかと。

○栗田政男委員 その都度、用意できるような体制を取っているという意味なんですね。ここで常時キープしておくということではないということですか。

は理解をいたします。その部分だけでいうと市の所有車両というのは、ダンプトラックというのは、多分、下水か何かから払下げというか、使わなくなった車両を持って行って貸しているのかな。それと、新しく買った自走式の破砕機が2台しか市の所有物というのではないんですね、これを見ると。市のごみ処理場として、本当にこれでいいのかなあという、全体を見たときに感じるのですが。というのは、業者さんがそれぞれ用意して体力を持ってここに参入してこないと駄目だという、すごい負担になるわけですね。ここでいうバックホウとかピラニアバケットというのは、一般工事には使えませんから。皆さんも知っていると思うのですが、これのpatentはオノデラ製作所が持っているの、そこから買っていると思います。そのためには、配管もいろいろと必要ですし、高いんですよ、普通の重機よりは。こういうものというのは、本来は僕はやっぱり市が用意してそれを指定管理者の皆さんが活用するというのが本来の姿なんだけれども、何でもこういう形に、最初が最初なのでそこ、最初から私は知っていますけれども、市でそういうものを準備しないでこういうふうに進んだというのがどうもしっくりこないなというふうに感じて、原課としての考え方というのはどうなのでしょう。

○寺口貴広市民環境部次長 車両の、どこを市が保有して受託者さんに用意してもらおうかというところがございますけれども、委託事業として、このごみ管理委託を始めた当初より、こうした形で市としては最低限といいますか、一定の車両だけ保有してあとは受託者の方に用意していただいているという現状がございます。今後の部分につきましては、今の時点で具体的にお示しできるものがございませんけれども、ここにつきましては、今後も契約の都度、事業所、事業者等々と協議をしていきたいというふうには考えております。

○栗田政男委員 なぜそこを聞いているかということ、受託する業者が負担がすごく大きいんですよ。こうやって仕様書を見たときに今までもそうだったのだらうと思うのですが、当初から市内の業者がそこを受託しているとそれだけのものを用意しているわけですよね。仕事がこういういきさつで云々で取れなくなったときに、投資した部分というのは、回収しようがなくなってしまうんですね。契約云々で市の場合は3年契約なんていることをうたっているけれども、例えば、バックホウ1台3,000万円する

ものを、今3,000万円で買えないかもしれない、3,000万近くすると思います。それを投資して3年間で契約切られてしまったら、ほかに仕事あれば別ですけれども、産廃用ですから、なかなか難しいのかなと思うので、本来の姿ではないような気がしてならないんだけれども、やはりこういうハードの部分というのはやっぱり市がしっかり所有して、更新して、除雪もそうですよね、スキー場もそうですよね、そういうふうにやっていますよね、指定管理者には、人力だとかいろんな労働力だとかいろいろなのは指定管理者という方法でお願いをするというのがあれなんですけれども、丸投げみたいな感じで、もう重機も全部あんた方で用意しなさいと、できないとほかの業者は入れませんみたいな、こういう市のやり方というのは、あまりにも乱暴のような気がするんだけれども不思議に思わないかな、原課では。

○寺口貴広市民環境部次長 受託者の決定に当たっては、今回プロポーザルということでございますけれども、契約を定期的に更新、切り替えるという中では、そういった事業者が変わってしまうかもしれないということは、参加される方も承知の上で御参加いただいているというふうには承知しておりますが、委員お話しあるように、確かに最終処分場で使っている車両・重機等については、非常に高額なものであるということは認識してございます。こういった車両の保有の在り方については今後、他の自治体も委託業務で出しているところが多いかと思しますので、そういったところで調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 本来、市がやるべきことを民間の人たちをお願いをして、指定管理者というのは、もともとコスト削減が第一でした。これは皆さんも知っていると思います。コストを下げるために、民間のほうでいろいろな部分でコストを下げられるというメリットがあるので、急速に、市ではよく、民間にできることは民間にお願いしますという言い方を進めてきた経緯があります。僕はそのときに何度も言ったけれども、民間ができるって全部できるんだよと、皆さんの仕事はみんなできますから。そうじゃないでしょう。市がやるべきことは市がちゃんとやらなくてはいけないし、担保しなくてはいけないよっていうことをしっかり押さえながら進めていかないと、公共のものというのはやっぱりそんな簡単なものではないと思います。民間というのは、

やはり個人のものでありますから、ある面で法人ではありませんけれども個人のものでありますから、それは利益優先で走ってしまうし、いろんな労働条件も役所と全然違ってきます。確かに抑えることはできるけれども、このハード面の充実というのは、やっぱり市がしっかりと用意をしてやってもらうのが本来の筋だし、いろんなところでお話をしましたけれども、網走の業者を、網走のいろいろな民間企業を育てていくという意味では、これだけハードがハードル高いと、なかなか参入しづらくなるような気がします。それが本来の役所のやるべき方向性なのかなと思ったときには、やはりこういうハードは最低限度のものは、細かいものは別にして、やっぱり市が用意してやるべきではないかなというふうに私は思うのです。そういう検討に入ると言うのだけれども、する気が原課でないような返答だったから、検討ということは大概しないんだから。だけれども、本当に真剣に考えてほしいんだよね。おかしいもん。だってどう考えても我々が見たときに、これは変だなと思ってしまう。今日、いろんな部分でこうやって初めて仕様書を見せてもらって、ここまで民間に被せているのだなというのが理解できました。これは早急に検討してしっかり本来の姿に戻して、ほかの自治体もいろいろなやり方があると思うけれども、それはそれ。当市としてどうするのかというのをしっかり把握して、網走はどんどん疲弊しているんだよ。民間企業は大変な思いをしているんだよ、仕事もないんだよ。そういうときに民間の人たちをちゃんと育てるって意識を皆さんが持たない限り、本当に網走なんか夢も希望もない町になってしまうんだよ。そういうことを言っているの。しっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 答弁は要りませんか。よろしいでしょうか。答弁は。

○後藤利博副市長 ただいま栗田委員のほうから市の委託業務なり指定管理をされるときの、特に市所有の車両の官貸車を貸すというようなケースのお話だったと思います。栗田委員のほうからもありました除雪なんか市内の業者にいろいろとお手伝いをいただきながらやっているのですけれども、昨年、やはり自分たちで除雪だけのために重機を抱えている、夏場は逆に使わないものも抱えていると。そういうことが条件としてなってくると、なかなか会社の経営上も難しくなっているという話は、現実

に聞いております。ごみ処理場の中での車の在り方だけに限らずですね、特に冬場の除雪の関係における車両の保有の在り方、これは今後の課題になっていくだろうというふうに考えてございますので、研究を進めていきたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それでは次に移りたいと思います。

次に、個別の採点結果の内訳について説明を求めます。

○寺口貴広市民環境部次長 3月21日開催の当委員会におきまして、資料として採点表の合計点のみをお示ししたところ、委員の皆様より、その内訳を明らかにしてほしいということのお話があったところでございますが、その点につきましては、改めて私どものほうで整理しましたが、やはり今回、プロポーザルの当初の実施要領におきまして、個人別の評点は出さないということをおあらかじめ決めていたこと。また、外部の委員の方に意見照会をしたところ、やはり当初のルールに従っていただきたい、その開示については反対であるというような意見が付されたこと。そこを押して開示してしまうと今後、そういった外部の方、有識者の招致に支障が生じるおそれがあること。こういったことを勘案しまして、開示することが公益上必要であるというふうには判断できないということで、前回より広げた形での開示については、今回は難しいというふうに判断したところでございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○村椿敏章委員 これ私が開示を求めたものですが、まず合計点数のみというのが要領のほうに書いているから内容については、開示していかないという方針ですよ。そこについてもう一度お願いしたいと思います。

○寺口貴広市民環境部次長 そこは今、委員よりお話がありましたように、当初、本プロポーザルの実施要領で個人別の評点は出さないということでルールとして決めていたことが、今回、合計点のみお示ししている状況でございます。

○村椿敏章委員 何で今回それを求めたかという、やはり今回のプロポーザルの点数にどうして、地元の事業者のほうに人員もそろっているし、技術者もそろっているのに低いんだということから始

まったわけですよ。そこについて、市のほうが説明できないという部分があったと思うのですよね。だからこそ、もっと内訳をどういう状況で採点がされたのかということをはっきりと示すべきなのではないのかなと思うんですよ。あわせて、今言っていた外部の委員の方について、この間も言っていたと思いますが、そこについては、確認したんですか。外部の委員に、今日、公表というか、そのことについて、ここについては今、出てはいないので。

○永本浩子委員長 先ほどの答弁でも確認した結果、きちんと当初のルールに従っていただきたい、開示には反対であるという御意見があったということがありましたけれども、それ以上のことをお求めでしょうか。

○村椿敏章委員 反対の意見があったということですが、4人の方が皆さん反対されたということですか。

○寺口貴広市民環境部次長 4人の方それぞれに照会しましたが、4人中3名の方が反対ということで御意見をいただいております。

○村椿敏章委員 それでも1人の方は出してもらっても構いませんよということなのかなと思うんですよ。そういった場合、このプロポーザルの入札方式が透明性に欠けるという部分が、どうしてもこれを公表していかないと欠けるというふうに思われてしまう。逆に、これをはっきりさせておいたほうが、私は、今後のプロポーザルの方式をまだまだこれからやっていきたいということであれば、しっかりとその辺、考えたほうがいいのかと思うんですよ。かえって、見せないというよりも見せていったほうが、こういうふうにして選ばれたのだと。ただ、その一人一人の名前を出すのは無理だよ。だけれども個人個人のA B C D E Fというような形で出すことは可能なのではないのかなと思うのですけれども、それでも出さないってことなんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 評価につきましては、各委員が採点をしておりますが、委員個々の採点結果ではなくそれらの合計点で判断をしているところでございますので、合計点が明らかになることによって、今回の審査結果をお示ししたというふうに考えているところでございます。

○村椿敏章委員 合計点というか、一つ一つの項目についての合計点は出したということは今言っているのね。

まず私からは以上。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 経過はちょっとわかったのですけれども、まず、この外部の人に当たったというのですけれども、どのような形で話をされたのかというのが気になって、どのようなお話をして公開するかしないかというところを聞かれたんですかね。どのような形で聞かれたのかをまず教えてください。

○寺口貴広市民環境部次長 委員の先生たちには、今回、議会のほうで採点結果の内訳を教えてくださいということ、話がありますということ。その際、一つはもう全部明らかにする。例えば、先ほど村椿委員からもお話ありましたけれども、委員A、委員Bというような形で氏名を明らかにしない形で明らかにする。そういった個人の名前は出さないといった形で公開することでいかがでしょうかと問い合わせたところでございます。

○古都宣裕委員 公開の仕方っていろいろあったと思うのですよ。休憩の中でもいろいろと話があった、何かいろいろと検討してみますという話があったとは思いますが、大きくこの委員を分けたら市役所の人間か、そのほかの人間かだと思うのですよねという話でもあったとおりに、市役所のプロポーザルの委員の人の部分の合計点とそれ以外の人のほうで分けてその合計点で出すというやり方も一つでした。先ほど言ったように、A B C Dで名前を出さないやつで出すというのも一つ、その上でさらに二つに分けるのも一つで、もう1個、市役所のほうは、別にA B Cとかでの形も出した上で、ほかの先生たちの部分、それだとほかの4名の方の合計とかはわかるけれども、内容わかんないけれども、そういった形で出すということもできたわけ。それだと向こうは嫌だと言っても、ほかの委員っていうのは、市役所の中の決裁でできるはずではないですか。そういった検討ってどこまでされたのかなと、わからないんですけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時23分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○寺口貴広市民環境部次長 採点結果の内訳でございますが、やはり先ほどの御答弁の繰り返しになってしまうんですけれども、当初、実施要領において、個別の評点は出さないこと。また、外部の方に意見照会した際、反対意見が付されていることなどを考

えますと、明らかにすることはできないというふうに考えております。

○古都宣裕委員 今回はそういった形で、もともとスタートしたときに、そうした氏名は伏すと、個人的なところは出さないというふうにした上で進んでいたと思います。ただ、もともと私は反対していましたが、こちらをやるときにずっと委員会では言われていたのは、透明性をしっかり確保しようという話は言われていたのですよね。ということは、その黒塗りの部分をなるべく少なくしようというような話だと思うんです、透明性っていうのは。だから、技術的なところで黒塗りにしなきゃいけない部分があったというのは理解できるのですけれども、ここは別に透明化できたところをわざわざ出さないように、そうした形でやったということは、ちょっと落ち度があったのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

○寺口貴広市民環境部次長 プロポーザルの在り方ですけれども、その点につきましては、今後も透明性や公平性が確保できるような形で法令にのっとって適切に事務を執り進めていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。それではほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に進ませていただきます。

次に、オブザーバーの発言の影響について説明を求めます。

○寺口貴広市民環境部次長 前回、3月21日の委員会において、採点の時間の中でオブザーバーの発言があったところ、その発言が各委員の採点への影響があったのではないかといたお尋ねがございました。選定委員につきましては、提案説明を受けまして、それぞれ自らの意思、考えに基づいて採点を行っております。オブザーバーは廃棄物に関する専門的な知見の下、中立の立場でそれぞれの長所、短所を含めた考えを述べており、仮にその意見を参考にしたとしても、あくまでも採点は委員個々の判断でしたものであって、特に問題となることはないというふうに考えております。

○古都宣裕委員 今の説明ですと、採点しているときにオブザーバーの意見があったという理解でいいんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 採点の時間が始まった後に、採点時間中にオブザーバーの発言があったと

いうところでございます。

○古都宣裕委員 今回、このオブザーバーの人の名簿を見ると振興局の保健環境部環境衛生課主幹と株式会社ホクスイ設計コンサルの技術部長だと。この2人を上回るような知見を持っているメンバーがいるようには正直、見うけられないんです。となると、この2人の意見が大きく参考にされるのではないかなと見るのが普通だと思うんですね。であるならば本来、仕切るのは採点が終わってから聞くとか、そうした形の配慮があつてしかるべきだと思うんです。何でそういうふうにならなかったのか、どういう仕切りだったのかというのが気になるのですけれども、どうなんですか。

○寺口貴広市民環境部次長 オブザーバーにつきましては、今回、採点の時間内で全体を通したそれぞれの事業所の長所、短所を含めて述べているところではございますが、例えば、提案内容等で専門的な提案があつた際には、そういった部分の助言を求められることができることとなっておりますので、そういった助言を参考に採点すること自体は、特段問題がないということではございます。

○古都宣裕委員 助言を参考にするのだったら、そもそもその人たちにしてもらえばいい話で、助言を受けないと採点ができないのだったらちょっと違うのではないかなと思うんですね。質疑を見ても別に質問するなというのではないんです。例えば、説明していたこの技術についてこういうふうになっているかよくわからないのだけれどもというのを質疑であつたのならわかるのですけれども、ざっくりとした感想をいきなり求めているのですよ。そして、めちゃくちゃ参考になるではないですか。別に技術的な何かを聞いているわけではなくて、感想を求めているのですよ。これ僕は駄目だと思うのです。その辺の認識がかなり大きなずれがあると思うのですけれども、いかがですか。

○寺口貴広市民環境部次長 ごみの処理方法については、各自治体によって異なる部分もあるかと思っておりますので、今回、外部の先生たちにも来ていただいている中では、網走市の処理方法の提案内容について、必ずしもわからない部分はある可能性がありますので、そういった部分も含めてオブザーバーの方には、専門的な立場からお話をさせていただいたというところでございます。

○古都宣裕委員 あまり答えになっていないのかなと思うのです。これは、僕はゆゆしき事態だなと思

つて見たのです。もう1個ちょっと気になる点が新しく生まれまして、例えば、10ページとかを見てみると事務局が第1提案者の審査表に評価の記載をお願いしますと、進行を図る上で適正かなとまだ思うのですよ。ただ、次にオブザーバーの感想いかがですかと、いきなり委員長でもない、事務局でもない人が、一委員がいきなり求めているのですよね。これ、参考にするために委員が求めているとしか見えないのです、そう見るのが普通ではないです。

○寺口貴広市民環境部次長 オブザーバーの意見については、参考的な知見の下で述べている意見でございますので、そこを参考にすることは、特に問題のあることではないかと思っております。最終的には、委員が個々の判断で採点しているというふうに考えております。

○古都宣裕委員 もともと委員がある程度、破碎・リサイクル施設とか最終処分場の知見があるから委員に選ばれて、提案者の話を聞いて質疑をして、採点をするために委員に選ばれたわけですよね。そこに何でオブザーバーまで入れてオブザーバーの意見を参考にしなければいけないのですか。それがすぐわからなくて、網走市庁舎を建てたときもプロポーザル方式だったというふうに聞いているのですけれども、そうしたところにもオブザーバーを入れていたのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 オブザーバーが発言をしておりますが、それを参考にした委員もいるかもしれませんが、あくまでも自分の考えで採点されている、そこは委員個々の判断かと思っておりますので、オブザーバーの発言を受けて、それを参考にしたとしても最終的には、そこは委員個々の判断で採点したものというふうに考えております。

○永本浩子委員長 新庁舎のプロポーザルのときもオブザーバーがいたのかどうかというのは。

○寺口貴広市民環境部次長 庁舎のは承知しておりません。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○後藤利博副市長 庁舎の建設に向けてのプロポーザルのときには、オブザーバーは入れておりません。

○古都宣裕委員 庁舎は別に、建築に精通している

人がいっぱいいたと思うのです。町なかでも一級建築士だとか、そうした方がいっぱいいるし、近隣を見ても、そうした方がいっぱいいる、逆にオブザーバーを入れてもよかったのではないかなと思うんです。ただ今回、オブザーバー、先ほど聞いたけれども、まだいまいち答えがないんですけれども、このオブザーバーに意見を委員が求めているのに急に発言しているのですよね。一委員がそんなに権限を持っている形なのですか。普通はオブザーバーが急にしゃべり出すとは考えられないんですけれども、どういった仕切りだったのかよくわからない。

○寺口貴広市民環境部次長 採点時間につきましては、提案を受けて、各委員が個別で採点をしているときですけれども、その採点の過程において、オブザーバーに各委員が個別に意見を求めることはできるとしておりましたので、そこでオブザーバーに意見を求めているというところがございます。

○古都宣裕委員 ルールとして最初からオブザーバーに意見を求めるありきで入れていると。最終的な何かではなくて、オブザーバーは発言ありきで許されているような形でスタートしているということなのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 各委員からオブザーバーへの質問は、可能となっております。ただ、質問がない場合もあるかもしれませんが、各委員から質問することは可能としておりましたので、このようにお尋ねをして、お答えをいただいているというところがございます。

○古都宣裕委員 すごい平行線なんですけれども、これ、同じ人が発言したのかかわからないですけれども、一委員がオブザーバーに技術的な質問ではなく感想を聞いているのですよ。これ、駄目ではないかなと。感想を聞いて、専門家ですよ、どう見ても。申し訳ないけれども、委員の皆さんより専門家ですよ。専門家だからオブザーバーとしてわからないところがあったら質問するように入れたんだという理解は、わかります。ただ、いきなり感想と言ったら、本読まずに後書きを参考に感想文を書くみたいなもので、そんなことをやったら、その後書きに引きずられるというのは、誰でもわかることだと思うんですよ。いきなり答案を求めているような形になってしまって、それは聞いても皆さんそれぞれで判断していますからわかりませんと言われて、弁護士に法律の話聞いて、弁護士がオブザーバーでいます、今のやつってどういう話だったのですかって弁

護士に聞いて、それ参考にしませんか。普通そういう形ですよ、そんなの聞いたら。参考になって引きずるのは当たり前ではないですか。だって向こうは法律の専門家なのだから。そういうことを、同じようなことをやっていて、これで引きずられていません、大丈夫、個々の判断です、そんなことを言い切れるようなやり方ではないと思うのですよね、この議事録を見ると。それがおかしいのではないですかという話なのです。全然、それは絶対に引きずられませんから大丈夫ですという答弁しか来ないので、本当ですか。

○寺口貴広市民環境部次長 引きずられていないと申し上げておりません。何というのでしょうか、オブザーバーにつきましては、専門的な知見の下で、中立の立場でこの議事録を読んでいただいても、それぞれ長所、短所を含めた考えを述べておりますので、それを参考にしたとしても特段、問題はないのかなというふうに考えているところがございます。

○古都宣裕委員 そしたら、このオブザーバーって、どちらもオブザーバーになっていきますけれども、オブザーバーは別に氏名、公表して役職まで書いているから氏名も公表とほとんど一緒なのかもしれないですけれども、これ別にどちらがどちらと書いてあってそこまで個人情報の云々とかというところの縛りはオブザーバーにはなかったのではないかなと思うんですけれども、それは、そこも適用されるのですかね。

○寺口貴広市民環境部次長 今回の会議録の調製に当たりましては、記載のとおりでございますけれども、委員についても各委員もただの委員というような形でお示ししているとおおり、こちらについても個人の特定につながらないような形での表記として調製したところがございます。

○古都宣裕委員 僕が見る限り、オブザーバーにめちゃくちゃ引きずられているだろうなというふうに見てとれるのですけれども、一方でこのホクスイ設計コンサルタントというのは、網走市がいろいろと委託している業者ということになると、網走市の意向を酌む可能性があるのではないかなという邪推もできるわけですよ。また一方で、振興局保健環境部生活課主幹となっているのですけれども、この方もごみとかそういった関係の、この辺なんですけれども、役職とかを見ていくと愛和産業の社長さんがこの辺のごみのやつの支部長をされているということで、もともと面識はあったんじゃないかなという

ふうな推察もできるわけですよ。そうすると、本当に中立かというところが疑問に思えてきてしまうのですよね。そうした中で、さらにこのオブザーバーの感想はいかがですかということでやっているところは、これ透明とか公平というと僕はあまり、文書にして出した部分を透明化はしたんですけども、公平の部分で本当に公平だったのかというと、めちゃくちゃ疑問に思ってしまうわけですよ。その辺の考えというのは、何もしないでオブザーバーを選んだのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 オブザーバーにつきましては、振興局の主幹につきましては、行政の立場で専門的な専門家ということ。また、コンサルの部長につきましては、当市の最終処分場の延命化計画などに携わっておりまして、処分場の現況を熟知している、そういったところで選んだところでございます。

○古都宣裕委員 このやり取りを普通の人聞いて、答弁でも別に引きずられていないというわけではないというふうに認めていますけれども、そうした中で本当にこれが公平だったかなと思うと私は全くそう思えなくなりました。

取りあえずは、この資料に関しては、今のところ以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 やり取りを聞いていて、捉え方も様々あると思うのであれなんですけれども、ちなみに伺いたいのですけれども、10ページに出てくるオブザーバーに感想を伺った委員さんと次に20ページだったかな、感想を求めた委員さん、これは同一人物なのですか。

○寺口貴広市民環境部次長 同一人物です。

○金兵智則委員 何か司会者的な役割を果たしている委員さんがいたのかなというふうに思ってしまうのですけれども、意見を求めることは悪くない。古都委員の言っていることって実はよくわかる話もあるところもあるんですよ。ただ採点は、個々の責任をもってつけているので、意見を参考にしようがその点数をつけたのは審査員の方の責任だという答弁だったのだというふうに思うんです。今までいろいろこのプロポーザルのことやっていて、どこまでの透明性を確保するのか、どこまでの公平性を確保するかというのは、多分、今後大きな課題になってくるのだと思うんです。2026年だって観光振興計

画に関してプロポーザルで募集がかかっていましたよね。といった中で、やはりプロポーザルをやる際には、こういう方式でやるっていうのは、網走市で決めていかなければいけないんだと思うんです。例えば、審査員に関しては外部の者を半数以上入れるとか、点数に関しては公表するとか、そういうことを決めていかないと今回、このプロポーザルがこういう形でやり玉と言ったらあれですけども、一つの課題が投げかけられた一つなのだと思うんですけども、そういうことを考えていかなければいけない中で、どんどん2025年、2026年に関してもプロポーザルが増えてきている中で今ルールってないですよ。基本的なルールというか、こういうふうにしませうというルールは今ない状況ですよ。

○後藤利博副市長 3月のときの委員会でもお話しさせていただいたのですけれども、今、網走市にプロポーザルはこういう形でやりますというガイドラインといいますか、指針というものはございません。ただ、過去から実際にプロポーザルで業者を選定してきている経過はございます。今実際に令和7年度、進んでいる中でこの廃棄物処理に限らず、観光振興計画ですとか、福祉のいろいろなシステムをつくるに当たってとか、これからどんどんどんどん年度内に着手するものがございます。先ほど申しましたように、網走市ありませんので、今年度やる部分に間に合うかどうかわかりませんが、他の先進地といいますか、どういう形でプロポーザルに臨んでいるか、そういうのをいろいろと整理をして網走市としても一定の指針といいますか、ガイドラインはつくる必要があると思っています。今後、検討を進めたいと思っております。

○金兵智則委員 これは結構大事なことなんだというふうに思います。今後、指針をつくっていくことでしたので、この委員会が出たことは重要視していただいて、もともと廃棄物のプロポーザルに関しても、外部から1人だったかな、だったような、外部入れなかったのかな、最初は入れる予定もなかったんですけど。それをこの4人まで、1人ではなく4人まで入れるということに変更していったのですから、最低でも過半数以上は外部を入れるとか、点数に関しては公表を、その使命、責任を持ってつけているとさっきから言っているのですから公表をしてもいいのかもしれないですし、そういうことは、なるべく多くのものが市民の皆さんの目に触れるような形のものをつくっていただきた

いというふうに思いますけれども、それで大丈夫ですかね。

○後藤利博副市長 今いろいろと調べている途中ですけれども、他市の事例では、プロポーザルにかかるべき事業にあるかどうかということを先に選定をするといいますか、そういうところから委員会みたいのをつくって、そしてさらにプロポーザルになった場合は、こういう形でやりますというその前段のところから用意をしている自治体もあるようです。それは自治体の規模にもよったり、その自治体の性格といいますか、やろうとしていることによっていろいろと違いもあるのかもしれませんが、そういう例もあるというふうなところの調べも進めています。そういう意味では、今後、先ほども申し上げたとおり、繰り返しになりますけれども、事業者を選定するに当たって、自治体の様々な課題ですとか、目標に向かってどう解消していくかという部分のときに、業者を選定するという手法としては必要な、プロポーザルというのは必要な取組というか、やり方になるのではないかなというふうな考えを持っておりますので、そういうことも含めて整理をしていきたいというふうに思います。

○金兵智則委員 わかりました。こういうやり取りがせつかくプロポーザルの在り方として、やり取りをしてきたというのもありますし、今後もしそういった中で議会に協力を仰ぐということもあれば、していっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもちまして文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時48分閉会
